

短期滞在査証を申請される際の留意点について

日本への短期滞在査証に関して、その申請を行う際には以下の点につき、十分に留意願います。

1. 査証申請は、提出書類が適正なものである必要があります。査証申請にあたって、渡航目的の偽装や、偽変造した書類の提出が確認された場合は、査証が発給されないのみならず、査証申請人やその申請を行った機関による将来のいかなる査証申請手続においても、過去に不正な申請を行った履歴が大きな影響を及ぼし得ることにつき、強く注意喚起します。

2. 在留資格「短期滞在」は、日本の出入国管理及び難民認定法上、「本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族・知人の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡」などとされています。したがって、生活や活動の基盤を本邦に移す意思のある方や、中・長期間、日本に滞在する予定の方は、短期滞在査証の発給対象ではありません。

3. 出入国管理及び難民認定法上、「短期滞在」の在留資格で日本に滞在する場合、報酬を得る就労は一切認められていません。これに違反した場合には日本国内における刑事罰に処せられる可能性があります。なお、就労、就学等を目的とする中・長期間、日本へ渡航を希望される方は、あらかじめ日本の出入国在留管理庁から在留資格認定証明書（COE）を取得し、査証申請を行ってください。